

6 川こ監第 1 6 1 号
令和 7 年 2 月 1 9 日

社会福祉法人 長寿福社会 理事長 様

川崎市長 福 田 紀 彦

令和 6 年度社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

先に実施いたしました貴法人の運営状況等に関する指導監査の結果については、次のとおり改善または是正を要する事項が認められました。

つきましては、速やかに所定の措置を講じるとともに、その結果を文書により、令和 7 年 3 月 31 日（月）までに当職あて報告されるようお願いいたします。

なお、当日に口頭で改善を指導した事項に関して文書での報告は必要ありませんが、所要の措置を講じられますようお願いいたします。

- 1 対 象 名 称 長寿福社会
- 2 実 施 日 令和 6 年 11 月 1 日（金曜日）
- 3 指導監査結果
 - （1）文書指示事項
別紙のとおり
 - （2）口頭指示事項
別紙のとおり

（こども未来局総務部監査担当）

電 話 0 4 4 - 2 0 0 - 1 1 3 6

F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 1 9 0

E-mail 45kansa@city.kawasaki.jp

別紙（長寿福祉会）

改善を指導した事項

1 指導監査に関する事項

(1) 文書指示事項

ア 評議員の選任(I・3)

評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示を確認すること。

イ 理事の選任(I・4)

理事について、就任承諾書等により、就任の意思表示を確認すること。

ウ 監事の選任(I・5)

監事について、就任承諾書等により、就任の意思表示を確認すること。

エ 会計処理(Ⅲ・3)

計算書類(収益事業)を適正に作成すること。

(2) 口頭指示事項

ア 附属明細書等(Ⅲ・3)

附属明細書類について、計算書類の金額と一致させること。

令和7年2月27日

(あて先) 川崎市長

住 所 川崎市中原区井田中ノ町 12-20
法 人 名 社会福祉法人長寿福祉会
代表者名 理事長 長瀬 学
(対象施設名)

社会福祉法人等指導監査における指摘事項の改善報告について

令和7年2月19日付け 6川こ監第161号により指摘のあった事項について、次のとおり改善しましたので報告します。

文書指示事項 (指導監査実施日令和6年11月1日)	改善結果(具体的に記入) (未改善の場合は理由や改善予定日を記入)	証明書類 の有・無
ア 評議員の選任(I-3) 評議員について、就任承諾者等により、 就任の意思表示を確認すること。	ア、イ、ウ 共通回答 評議員、理事、監事に選任された者について、 新任の際には就任承諾書を提出して頂いていたが、 再任の際には口頭確認となっていたため、 次期の選任の際には就任承諾書を頂くように 改善します。	無
イ 理事の選任(I-4) 理事について、就任承諾者等により、 就任の意思表示を確認すること。		
ウ 監事の選任(I-5) 監事について、就任承諾者等により、 就任の意思表示を確認すること。		
エ 会計処理(Ⅲ-3) 計算書類(収益事業)を適正に作成すること。	エ 今までも収益事業の計算書類は作成していたが、 指摘いただいた事項を基に会計関係者と確認して 適正な計算書類の作成にあたります。	無

*口頭指示事項については、報告は不要です。

法人(施設名): 社会福祉法人長寿福祉会
回答担当者: 理事長 長瀬 学
連絡先: 044-777-5403

令和7年3月10日

社会福祉法人長寿福祉会 代表者 様

川崎市長 福田 紀彦

(公印省略)

令和6年度民設民営保育所指導監査及び確認指導等の結果について（通知）

先に実施いたしました次の施設の管理、運営に関する指導監査及び確認指導等の結果については、おおむね良好であると認められました。

なお、口頭で改善を指導した事項に関して文書での報告は必要ありませんが、所要の措置を講じられますようお願いいたします。

- 1 対象名称 長寿保育園
- 2 実施日 令和6年11月1日（金曜日）
- 3 指導監査結果
 - (1) 文書指示事項
 特記事項なし
 - (2) 口頭指示事項
 別紙のとおり
- 4 確認指導結果
 - (1) 改善報告を要する指導事項
 特記事項なし
 - (2) 改善報告を要しない指導事項
 特記事項なし

（こども未来局総務部監査担当）

電話 044-200-1136

FAX 044-200-3190

E-mail 45kansa@city.kawasaki.jp

改善を指導した事項

1 指導監査に関する事項

(1) 文書指示事項

特記事項なし

(2) 口頭指示事項

ア 避難・消火訓練等(運営 7-(3))

消火訓練を少なくとも毎月1回行うこと。

イ 前期末支払資金残高の取扱い(会計 23-(3))

前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定し、理事会の承認を得ること。

2 確認指導に関する事項

(1) 改善報告を要する指導事項

特記事項なし

(2) 改善報告を要しない指導事項

特記事項なし

令和7年1月14日

社会福祉法人長寿福祉会 代表者 様

川崎市長 福田 紀彦

(公 印 省 略)

令和6年度民設民営保育所指導監査及び確認指導等の結果について（通知）

先に実施いたしました次の施設の管理、運営に関する指導監査及び確認指導等の結果については、おおむね良好であると認められました。

なお、口頭で改善を指導した事項に関して文書での報告は必要ありませんが、所要の措置を講じられますようお願いいたします。

- 1 対 象 名 称 井田保育園
- 2 実 施 日 令和6年8月29日（木曜日）
- 3 指導監査結果
 - （1）文書指示事項
特記事項なし
 - （2）口頭指示事項
別紙のとおり
- 4 確認指導結果
 - （1）改善報告を要する指導事項
特記事項なし
 - （2）改善報告を要しない指導事項
特記事項なし

（こども未来局総務部監査担当）

電 話 044-200-1136

FAX 044-200-3190

E-mail 45kansa@city.kawasaki.jp

改善を指導した事項

1 指導監査に関する事項

(1) 文書指示事項

特記事項なし

(2) 口頭指示事項

前期末支払資金残高の取扱い(会計 23-(3))

前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定し、理事会の承認を得ること。

2 確認指導に関する事項

(1) 改善報告を要する指導事項

特記事項なし

(2) 改善報告を要しない指導事項

特記事項なし

6川こ監第156号

令和7年2月13日

社会福祉法人長寿福祉会 代表者 様

川崎市長 福田 紀彦

(公 印 省 略)

令和6年度民設民営保育所指導監査及び確認指導等の結果について（通知）

先に実施いたしました次の施設の管理、運営に関する指導監査及び確認指導等の結果については、おおむね良好であると認められました。

なお、口頭で改善を指導した事項に関して文書での報告は必要ありませんが、所要の措置を講じられますようお願いいたします。

- 1 対 象 名 称 あさのみ保育園
- 2 実 施 日 令和6年9月2日（月曜日）
- 3 指導監査結果
 - （1）文書指示事項
特記事項なし
 - （2）口頭指示事項
別紙のとおり
- 4 確認指導結果
 - （1）改善報告を要する指導事項
特記事項なし
 - （2）改善報告を要しない指導事項
特記事項なし

（こども未来局総務部監査担当）

電 話 044-200-1136

FAX 044-200-3190

E-mail 45kansa@city.kawasaki.jp

改善を指導した事項

1 指導監査に関する事項

（1）文書指示事項

特記事項なし

（2）口頭指示事項

前期末支払資金残高の取扱い(会計 23-(3))

前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定し、理事会の承認を得ること。

2 確認指導に関する事項

（1）改善報告を要する指導事項

特記事項なし

（2）改善報告を要しない指導事項

特記事項なし

令和7年1月14日

社会福祉法人長寿福祉会 代表者 様

川崎市長 福田 紀彦
(公 印 省 略)

令和6年度民設民営保育所指導監査及び確認指導等の結果について（通知）

先に実施いたしました次の施設の管理、運営に関する指導監査及び確認指導等の結果については、おおむね良好であると認められました。

なお、口頭で改善を指導した事項に関して文書での報告は必要ありませんが、所要の措置を講じられますようお願いいたします。

- 1 対 象 名 称 ふくじゅ保育園
- 2 実 施 日 令和6年8月29日（木曜日）
- 3 指導監査結果
 - （1）文書指示事項
特記事項なし
 - （2）口頭指示事項
別紙のとおり
- 4 確認指導結果
 - （1）改善報告を要する指導事項
特記事項なし
 - （2）改善報告を要しない指導事項
特記事項なし

（こども未来局総務部監査担当）

電 話 044-200-1136

FAX 044-200-3190

E-mail 45kansa@city.kawasaki.jp

改善を指導した事項

1 指導監査に関する事項

(1) 文書指示事項

特記事項なし

(2) 口頭指示事項

前期末支払資金残高の取扱い(会計 23-(3))

前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定し、理事会の承認を得ること。

2 確認指導に関する事項

(1) 改善報告を要する指導事項

特記事項なし

(2) 改善報告を要しない指導事項

特記事項なし